

★滞納処分Q & A



★平成18年度の滞納 者への取り組み

納税の公平性を確保するため、役場管理職職員による滞納者への納付勧奨や徴収活動（これを特別徴収活動といいます）、滞納処分を粘り強く実施していくます。

* 特別徴収活動は、町税以外にも介護保険料、水道料金、保育料、給食費、町営住宅家賃、住宅新築資金等貸付金の滞納者にも、納付勧奨や徴収を行っています。

・特別徴収

平成18年8月21日
～8月31日

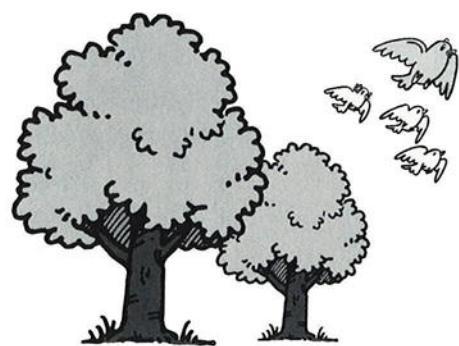
・活動先件数
96世帯
111件

・滞納処分

①不動産売却代金の差し押さえ 1件

②滞納処分実施予定者に係る預貯金及び不動産調査

納付に困ったときは
まず一報を！



連絡・相談先

役場本庁税務課
滞納対策室

電話 0859-54-5208

納期限を過ぎても納付できないとき、また、納付に困ったときなどは、自主的なご相談をお願いします。

★滞納対策室から

- Q. 自己破産し、裁判所から債権の免責決定を受けているので、税金を払う必要はないはずだが？
- A. 税金は、債権の免責対象にはなりません。したがって、納税の義務は残ります。
- Q. 滞納していたのは親で、その親も死んでしまい、子どもの自分には関係ないのでは？
- A. 税金は資産・財産同様に相続されます。したがって、民法による相続割合に応じて納税の義務も相続します。
- Q. 滞納したのは親であり、差し押さえは当然に親の所有物に対してだけ行われるのでしょう？
- A. 滞納処分を受ける方と生計を同一にする方（一緒に住んでいる方）が所有されるものも対象となる場合があります。